

2015年8月18日

警視庁

警視総監 高橋 清孝 様

公益社団法人 日本てんかん協会

会長 鶴井 啓司

事故・事件捜査における病名の公表に関する質問と要望

貴職におかれては、日頃から社会の安全と秩序の維持にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

当協会は、会員の約8割を、てんかんのある人とその家族で構成する「当事者団体」です。1973年から40年以上にわたり、てんかんについての正しい知識の社会啓発や調査研究・施策提言・相談援護等の活動に取り組んでいる全国組織で、これらの活動が認められ2013年に「公益社団法人」への移行認定を受けたところです。

さて、8月16日に東京都内池袋で起きた自動車事故について、本日（8月18日）警視庁が被疑者を危険運転致死傷罪で書類送検したとの報道がありました。その際に、事故の原因が明確になっていない中で、被疑者がてんかんの治療を受けていたこともマスコミに対して情報公開がされました。この時点では、てんかん発作や抗てんかん薬等の影響が事故の原因と因果関係があるとは明らかになっていませんでした。事故原因が明らかにならない時点での病名公表は、憶測を呼び病気に対する偏見を助長します。今回事故捜査において、因果関係が明らかでない段階でてんかんという病名が公表されたことは、大変遺憾です。当協会では、この情報公開に基づいた報道が行われたことで、あたかもてんかんが危険な病気であるかのようにニュースだけが一人歩きし、てんかんのある人への誤解や偏見をさらに助長することになりかねないことを深く憂慮します。

当協会は、てんかんがありながらも懸命に生きている多くの患者・家族の権利を守るためにも、このように事実関係が曖昧なまま、てんかんやてんかんのある人の責任が言及されてしまうようなことを、黙認することはできません。

今回の書類送検において、警視庁がてんかんの病名を公表されたことにより、この情報に基づく報道が、てんかんのある人やその家族に不安を与えています。その点から、協会としては、捜査段階で事故原因が断定されていないのに病名を公表すべきではないと考えています。

つきましては、今回病名を公表された意図についてご回答をお願いするとともに、下記について改めて要望をいたします。

記

1. 事故・事件の原因と病気やその症状に明らかな因果関係が証明されない段階で、てんかんなどの病名を安易に公表しないでください。

以 上